

特別会計に関する法律の一部を改正する法律案要綱

全ての特別会計を対象として一般会計と区分して経理する必要性並びに事務及び事業の経理の在り方について不断の見直しを行うことの重要性に鑑み、その一環として、平成 25 年 4 月 1 日において、社会資本整備事業特別会計の廃止、食料安定供給特別会計、農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計の統合その他の特別会計の改革のための措置を講ずることとする。

1 総則

(1) 基本理念

特別会計の設置、管理及び経理について、一般会計と区分して経理する必要性の不断の見直し、租税収入を一般会計に計上することによる財政状況の総覧性の確保、事務及び事業の効果的かつ効率的実施、資産の有効活用並びに資産及び負債等の財務情報開示を基本理念として定めることとする。(第 1 条の 2 関係)

(2) 設置

特別会計の統廃合に伴い、農業共済再保険特別会計、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計及び社会資本整備事業特別会計を削除することとする。(第 2 条関係)

(3) 国債整理基金特別会計等への繰入れ

各特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられる融通証券発行等の諸費から事務取扱費相当額を除くこととし、当該金額を各特別会計から一般会計に繰り入れることとする。(第 17 条関係)

2 各特別会計

(1) 国債整理基金特別会計

① 第 47 条第 1 項の規定による借換国債の発行収入金を発行年度において国債整理基金特別会計の歳入外として国債整理基金に編入し、編入した日の属する年度の翌年度の歳入に組み入れることとする。(第 47 条関係)

② 第 47 条第 3 項の規定により国債整理基金特別会計の歳入に組み入れられる借換国債の発行収入金を歳入規定に追加することとし、同特別会計の事務取扱費が全て一般会計に移管されることに伴い、当該事務取扱費を歳出規定から削除することとする。(第 40 条関係)

(2) 財政投融资特別会計

第 17 条の改正に伴い、財政投融资特別会計において発行する外貨債及び公債についても事務取扱費相当額を国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額から除き、当該金額を一般会計に繰り入れることとする。(第 68 条関係)

(3) 外国為替資金特別会計

① 毎会計年度の剰余金のうち、同会計の健全な運営を確保するために必要な金額を外国

為替資金に組み入れることとするとともに、積立金を廃止することとし、これに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。(第73条、第75条、第76条、第79条、第80条、第82条関係)

② 外国為替資金の現金に不足がある場合に、外国為替資金特別会計の余裕金を同資金に繰り替えて使用することができることとする。(第83条関係)

③ その他、外国為替資金の運営について、取引相手先に金融商品取引業者等を加える等の所要の改正を行うこととする。(第76条関係)

(4) エネルギー対策特別会計

第17条の改正に伴い、エネルギー対策特別会計において発行する交付国債についても事務取扱費相当額を国債整理基金特別会計に繰り入れるべき金額から除き、当該金額を一般会計に繰り入れることとする。(第91条の3関係)

(5) 年金特別会計

年金特別会計の福祉年金勘定を国民年金勘定に統合することとし、これに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。(第110条～第114条、第120条、第121条関係)

(6) 食料安定供給特別会計

① 食料安定供給特別会計に農業共済再保険特別会計及び漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を統合するとともに、勘定区分の合理化を図るため、食料安定供給特別会計を農業経営安定勘定、食糧管理勘定、農業共済再保険勘定、漁船再保険勘定、漁業共済保険勘定及び業務勘定に区分することとし、これに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。(第124条、第126条～第130条、第132条、第134条～第137条関係)

② 食料安定供給特別会計の米管理勘定、麦管理勘定及び調整勘定を食糧管理勘定として統合することとし、これに伴い、従来調整勘定に置かれていた調整資金を食糧管理勘定に移管するとともに、農業経営安定勘定に積立金を置くこととする。(第133条、第134条関係)

(7) 農業共済再保険特別会計

農業共済再保険特別会計を食料安定供給特別会計に統合することとし、これに伴い、農業共済再保険特別会計に係る規定を削除することとする。(第138条～第149条関係)

(8) 漁船再保険及び漁業共済保険特別会計

漁船再保険及び漁業共済保険特別会計を食料安定供給特別会計に統合することとし、これに伴い、漁船再保険及び漁業共済保険特別会計に係る規定を削除することとする。(第172条～第181条関係)

(9) 社会資本整備事業特別会計

社会資本整備事業特別会計を廃止することとし、これに伴い、同会計に係る規定を削除することとする。(第198条～第209条関係)

(10) 東日本大震災復興特別会計

① 社会資本整備事業特別会計の廃止により、同会計において経理されていた復興事業が東日本大震災復興特別会計において経理されることに伴い、当該復興事業に係る負担金を歳入規定に追加することとする。(第 224 条関係)

② 第 17 条の改正に伴い、東日本大震災復興特別会計において発行する復興債についても事務取扱費相当額を国債整理基金に繰り入れるべき金額から除くこととする。(第 229 条関係)

(11) 交付税及び譲与税配付金特別会計

交通安全対策特別交付金勘定を廃止し、交付税及び譲与税配付金特別会計における勘定区分を廃止するとともに、交通安全対策特別交付金に関する経理を同会計において行うため、所要の規定の整備を行うこととする。(原始附則第 2 条～第 5 条、第 9 条～第 11 条、第 12 条の 3 関係)

(12) 自動車安全特別会計

社会資本整備事業特別会計の廃止に伴い、空港整備事業等に関する経理を平成 25 年 4 月 1 日から借入金償還完了年度の末日までの間、自動車安全特別会計において行うこととし、これに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。(原始附則第 259 条の 3～第 259 条の 6 関係)

(13) その他

その他、所要の規定の整備を行う。

3 附則関係

(1) 施行期日

この法律は、平成 25 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年度の予算から適用することとする。(附則第 1 条関係)

(2) 各特別会計に関する経過措置

この法律による改正前の特別会計に関する法律に基づく各特別会計(以下「旧特別会計」という。)の平成 24 年度以前の決算等について従前の例によることとし、この法律の施行の際旧特別会計に所属する権利義務の帰属等について、所要の経過措置を規定することとする。(附則第 2 条～第 14 条関係)

(3) その他

その他、関係法律について所要の改正を行うこととする。(附則第 15 条～第 49 条関係)